

西尾市指令第20-5号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 刈谷市大正町六丁目203番地  
氏名又は名称 ヒラテ産業有限会社  
(法人にあって 代表取締役 平手 裕樹  
は代表者氏名)

令和7年2月7日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、次の条件を付して許可する。

令和7年3月6日

西尾市長 中 村 健



1 許可内容

- (1) 業 種 一般廃棄物収集運搬（ごみ）（積替え又は保管を除く。）  
(2) 有効期間 令和7年3月10日から令和9年3月9日まで  
(3) 区 域 西尾市内

2 条 件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに西尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に違反しないこと。  
(2) 区域の制限又は条件に違反しないこと。  
(3) 収集にあっては顧客との契約による計画収集とし、故意に遅収集や早期収集とならないよう十分注意すること。  
(4) その他、従業員の言動態度に十分気を配り常に市民サービスに努めること。  
また、西尾市一般廃棄物処理業（収集運搬）遵守事項及び許可条件に違反したり、市に迷惑をかけるような事態が生ずる場合は許可の取り消し処分の対象とする。